

外来におけるオンライン診療の実施にかかる診療計画書

◎オンライン診療の実施にかかる基本的な考え方

- 原則として、初診は直接の対面による診療を行う。
- オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られている。そのため初診以後も、同一の医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められる。
- オンライン診療を実施する都度、医師がその実施の可否を慎重に判断し、オンライン診療による診療が適切でない場合には、速やかにオンライン診療を中断し、対面による診療に切り替えることが求められる。
- オンライン診療は、患者がその利点および生ずるおそれのある不利益等について理解した上で、患者がその実施を求める場合に実施されるべきものであり、研究を主目的としたり医師側の都合のみで行ったりしてはならない。
- 上記に加え、新型コロナウイルス感染が収束するまでの時限的措置として患者・医療者双方の感染を防ぎ医療体制を維持すべく、オンライン診療を実施する。
上記項目に加え、以下の診療計画等をよくご確認いただき、オンライン診療の実施に同意をいただける方は、別紙同意書の署名欄にご署名をお願いいたします。

◎診療計画書

1) オンライン診療で行う診療内容

発熱や感冒症状等に対して問診・視診による診察 普段の慢性疾患の継続加療や症状変化への

診察 必要時は対面診察の可能な医療機関へ適宜紹介

2) 診療時間に関する事項 電話や各種予約システム等を用いて、事前に予約を行う

3) オンライン診療の方法：使用機器

患者側：スマートフォン・タブレット・パソコン

医師側：医療機関のパソコン、タブレット端末等の情報通信機器 利用するオンライ

ンシステム：非対面式診察が可能なもの

4) オンライン診療を行わないと判断する条件

- 患者の心身の状態について、必要な情報が十分に得られていないと医師が判断した場合
- 体調が不安定で、対面診療の必要性が認められた場合
- 情報通信環境の障害等によりオンライン診療を続行不能な場合

上記条件に該当した場合は、直接の対面診療に切り替える。

- 5) 患者による情報伝達の協力 オンライン診療の実施に際し、患者は診察に対し積極的に協力し、自身の心身に関する情報を医師に伝達する必要がある。
- 6) 急病急変時の対応 方針 当院で対応できない場合には、然るべき医療機関に紹介する。

◎オンライン診療に伴うセキュリティおよびプライバシーのリスクに関連して

患者さまには以下の注意事項を守っていただくようお願いいたします。

- 患者は使用するシステムに伴うリスクを把握する 例) スマートフォンの紛失や、パソコン上のウイルス感染に伴う医療情報の漏洩等
取りうる対策:パスワード設定、生体認証設定、ウイルスソフトのインストール
- 患者はオンライン診療を行う際は、使用するアプリケーション、OS が適宜アップデートされていることを確認する
- 患者は医師側の了解なくビデオ通話を録音、録画、撮影してはならない
- 患者は医師のアカウント情報等を診療に関わりのない第三者に提供してはならない
- 患者は医師との通信中は、医師との同意がない限り第三者を参加させない
- 患者は原則、医師側が求めない限り、あるいは指示に反して、チャット機能の利用やファイルの送付などは行わない。特に外部 URL への誘導を含むチャットはセキュリティリスクが高いため行わない
- 対面診療の例外として初診でオンライン診療を用いる場合、患者は、顔写真付きの身分証明書で本人証明を行う。顔写真付きの身分証明書を有さない場合は、二種類以上の身分証明書を用いて本人証明を行う。

医療法人優和会この内科医院 河野宏

同意書

私は、上記の「オンライン診療の実施にかかる診療計画書」に関する説明を読み、内容を理解し、納得しましたので、診療計画と注意事項に従い、オンライン診療を受診することに同意いたします。

同意日:令和 年 月 日

本人氏名 :

代諾者氏名 : (続柄:)